2

金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定金融サービス契約（第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約、第十一条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条	顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という	特定金融サービス契約（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。以下同じ
第三十四条の二第二項	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
	金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約	特定金融サービス契約と同じ特定金融サービス契約
	を過去	の締結の媒介を過去
	締結した	行った
	を締結する	の締結の媒介を行う
第三十四条の二第三項第三号	締結をする	媒介を行う
第三十四条の二第五項第二号	締結する	締結の媒介を行う
第三十四条の三第二項第二号	締結をする	媒介を行う
第三十四条の三第二項第四号イ	と対象契約	の媒介により対象契約
第三十四条の三第二項第五号及び第六号	締結をする	媒介を行う
第三十四条の三第四項第二号	締結する	締結の媒介を行う
第三十四条の三第十項及び第三十四条の四第五項	又は締結	又は媒介
第三十七条第二項	金融商品取引行為を行う	特定金融サービス契約を締結する

第三十七条の三第一項	を締結しようとする	の締結の媒介を行う	交付するほか、特定金融サービス（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において準用する銀行法第十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約、第十一条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
	交付しなければ		交付するほか、特定金融サービス（金融サービスの提供に関する法律第二十九条において準用する銀行法第十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約、保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約、第十一条第四項第一号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約、同項第二号に掲げる行為により締結する有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約、同項第三号に掲げる行為により有価証券を取得することを内容とする契約又は同項第四号に掲げる行為により締結する投資顧問契約若しくは投資一任契約をいう。）に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
第三十七条の三第一項第一号	の商号	住所	住所（相手方金融機関が同条第二項第二号に規定する外国保険会社等である場合にあつては、支店等（保険業法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。）の所在地）
		及び当該特定金融サービス契約に係る相手方（金融機関（金融サービスの提供に関する法律第二条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項に規定する金融サービス仲介業務により顧客が締結する特定金融サービス契約の相手方を特定するために資するものとして内閣府令で定めるところにより当該特定金融サービス契約の内容その他の当該特定金融サービス契約の締結の媒介を行う者等又は保険契約者等に対し提供される情報の内容その他の参考となるべき情報として内閣府令で定めるもの。以下同じ。）の商号	締結する特定金融サービス契約
第三十七条の三第一項第五号	行う金融商品取引行為		締結する特定金融サービス契約
第三十七条の六第三項	第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には		顧客からの申出により特定金融サービス契約（特定保険契約を除く。）次項において同じ。）の解除に伴い相手方金融機関に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において